

議案第81号

城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更
について

城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

(2025年)

城陽市長 村田正明

城南衛生管理組合規約の一部を変更する規約

城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）の一部を次のように変更する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

現 行	改 正 後
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前各号に掲げる事務を遂行するために必要なその他の事務</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務</u></p> <p>(5) 前各号に掲げる事務を遂行するために必要なその他の事務</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、京都府知事の許可があつた日から施行する。

提案理由

城南衛生管理組合が乙訓環境衛生組合からのし尿等の処理委託を受けるにあたり、組合構成市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事を、同組合の共同処理する事務に追加したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。